

第7期第6回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成24年11月12日(月)午前10時から11時55分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、岡澤委員、浅見委員、
飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、小室委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、
西川委員、松島委員、小泉委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、松村委員、
こうらい委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、豊玉保健相談所長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
報告
(1) 福祉施設健診 胸部X線検査結果票の紛失について
(豊玉保健相談所) 資料1
(2) 代理人による自己情報開示等請求手続きの見直し(案)について
(情報公開課) 資料4
(3) 学校の事故報告書に対する開示請求について
(情報公開課) 資料5
その他
- 6 発言内容
(会長) ただいまから第7期第6回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。議事に入る前に、事務局から出席状況についての報告をお願いします。
(情報公開課長) 太巻委員からはご欠席の連絡をいただいております。また、藤井委員については公務の為本日欠席でございます。したがって、本日の出席者数は21名となります。
また、本日諮問予定でありました税務課の案件につきましては、ご案内いたしましたとおり、内容の調整が必要なことが判明したため、本日の議事から取り下げをさせていただきました。ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。
(会長) それでは本日の議事に入ります。本日の議題は、報告が3件となっております。では、報告1についてのご説明をお願いします。なお、ご説明の際は、着席していただいても結構です。
(豊玉保健相談所長) (1) 福祉施設健診 胸部X線検査結果票の紛失について
資料1に基づいて説明
(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。
(委員) 資料にA作業所と書いてありますが、「あ」なのか「A」なのか分からないのでお聞きしたいのと、MさんとかHさんとか、マ行とか八行

とか特定されてしまうような表記がありますが、これは単なるA、B、Cの記号にすることは出来ないのでしょうか。特定されてしまうことは、区民としては好ましくないと思いましたが、その辺りについてお聞きしたいのですが。

(豊玉保健相談所長) A作業所の「A」は、A B C Dの「A」です。また、MさんとHさんは、お名前のイニシャルです。

(委員) 作業所は、特定されないようにA B Cなのに、個人名に関してはある程度分かってしまうというか、特定されやすい表記というのは、区民側からすれば避けていただきたいと思うのですが、これは改善されることはないのでしょうか。

(豊玉保健相談所長) 大変申し訳ありません。今後は、区民の方のお名前が特定できないような表記の仕方に注意してまいりたいと考えております。

(委員) では具体的には、どのように表記は変えるのでしょうか。

(豊玉保健相談所長) 作業所のようにA B Cという表記にしたいと思います。

(会長) 他の方、ご意見どうぞ。

(委員) 事故防止に向けた対応で、「文書に記録するように事務処理を改善した。」とありますが、「受取印」とか「渡し印」とか、そういうのはあるのでしょうか。

(豊玉保健相談所長) 印かんではなくて、施設の一覧表に、何名分受け取ったというふうに受けた方のサインをいただくと思っています

(委員) 印かんではなく、サインをいただくということでもよろしいですね。こうした「貰った、貰わない」というのはどこの部署でも起こり得ると思うんですね。特に第三者が間に入っていくのは、とても大事なことになるので、個人情報をしっかり守るためには、今後、例えば福祉施設からご本人に渡す際にも、きちんとサインをいただくとか、この機会をいい改善の機会にさせていただいて、今後も重要な書類がたくさんありますので、そういったところをきめ細かく対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(豊玉保健相談所長) 委員ご指摘のとおり、今後十分に注意をしましてまいりたいと考えております。

(委員) 3ページの<訪問時の施設側の説明>の中で、結果票をコピーし保護者に渡したということで、18名分のコピーを行ったということが記載されているわけですが、診断結果のコピーというのは、この中では常におこなってきているものなのでしょうか

(豊玉保健相談所長) 保健相談所からお渡しした結果票につきましては、ご本人様へお渡しするもの、それから施設側としては通所者の健康管理をするうえで保管をしておかなければいけないということでコピーをしているものというふうに考えております。

(委員) 通所者の健康状態を全体として管理するという、これは福祉作業所の中で、そうした健康診断結果の結果票等についての個人情報の管

- 理関係はどのように規定されているのでしょうか。
- (健康推進課長) 保健相談所を統括している健康推進課長からお答えさせていただきます。福祉施設の健康診断ですが、基本的には区民健診、成人健診の一環としておこなっているものですが、利用者の状況等ありますので各保健相談所のほうで健診を実施しています。健診結果につきましては、各保健相談所の方でお知らせしているところです。ただ、レントゲンにつきましては、機械が豊玉にしかありませんので、来ていただいて、豊玉の医師が所見をして、他施設のほうへ結果を出しているという経過で対応しているところです。
- (委員) 個人情報の保護のあり方については、どのような規定がされているのでしょうか。
- (健康推進課長) 個人情報の保護につきましても、重要なものですので各事業所につきましても、区と同じように慎重に扱うように指導しているところです。
- (委員) 慎重に扱うというその中身、内容なんですが、担当者が特定されており、コピーした書類等はその担当者以外は見られないようになっているのかいないのか。その辺の関係はどうなっているのか、詳しく説明していただけますか。
- (健康推進課長) 嚴重に、ここに書いてありますように、ファイルを鍵のかかる戸棚に入れて他の者に見られないようにする等、そういう扱いをしていただくようお願いをしているところです。
- (委員) 対処をされているということですが、その個人情報保護の実態等については確認されているのでしょうか。
- (健康推進課長) 特に各事業所の方については、私ども確認はしておりませんが、常々渡すときは、「慎重に、こういうふうにやってくださいよ」という話はさせていただいているところです。
- (委員) コピーしていると聞いてびっくりしているんですけども、健康診断の結果書というのは確実に個人に渡されていくものであって、事業所そのものに、個人情報である診断結果が確保されているというのはどうなのか。それを確認したかったのですが、事業所側に単に説明しているというだけではなくて、それぞれの事業所の中で、個人情報の管理についての徹底した態勢づくり、これもしっかりやっけて行かないと、コピーをコピーするとか、次々と個人情報と保護についての関係が曖昧にされていく危険性が非常にあるということを感じていますので、区は今後の流れの中でどのような対応をされていくのでしょうか。
- (健康推進課長) 各事業所毎に所管というのがありますので、所管を通じて個人情報保護の対応について徹底するように、私どもからお願いしていきたいと考えております。
- (情報公開課長) 今のご質問ですが、こちらの福祉作業所の所管は福祉部になります。

ただ、福祉部は取り扱う福祉施設が多いので、基本的には練馬区個人情報保護条例を遵守するような形で、各事業所での個人情報の取扱い規定というのをお願いしているところです。今回の検査結果票につきましては、原本は受診した受診元、病院にカルテがあるのと同じように保健相談所で保管をします。ですので、当該受診者の方には、結果票はコピーでお渡ししている。ただ、施設側としても、異常所見があった場合等々、何か通所訓練中、作業中に具合が悪くなったというような場合に、例えば救急車を呼ぶ時に、そのデータも一緒に持って出るとか、そういったようなこともありますので、ご本人にお渡しする以外に、通所施設でも保管をしているというのが実態だと思います。個人情報を扱うものについては、そういった専門のキャビネットにしまっているというのが原則というふうに認識はしておりますが、やはり今回のような事故があって、枚数の確認チェック、入り口のところでの双方の流れの不具合に問題があったことが分かりましたので、個人情報保護条例を司る情報公開課といたしましても、各所管にこうしたセンシティブ情報を扱う場合の、庁内だけではなく、関連している施設ですとか、事業者に対しても、適正に個人情報を管理しているかということ再度、履行確認をしていただくような形で設定をしまいたいと考えております。

(会長)

その他、ご意見のある方どうぞ。

(委員)

今の関連で一つだけ確認をさせてください。施設の方がコピーをして健診結果を保管しているということは、本人および保護者の方は知っていて、そのことについては容認ということなのでしょうか。

(豊玉保健相談所長)

保護者は、施設の担当者が健診結果の説明を受け、それを取りまとめて施設に持ち帰り、それを保管しているということは了解されていると考えております。

(委員)

私が伺いたかったのは、今回、受け渡しの時に確認が足りなかったというのが一番問題だと思いますけれども、もう一点、一人分足りなかったということに気が付いた22日の時点で勘違いをしてしまったというこの点なんですね。本来、確認票なり何なりで、何人が受けてどうだったかということ施設側が把握していなかったのかどうか、やはりこの時点で、保健相談所の方に本来であれば問い合わせがあるべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(豊玉保健相談所長)

先程、事故原因の説明の時に申し上げましたように、施設側で受領時に枚数等の確認をせず、コピーをした時に気が付いた後も、その後の確認をしていなかったということにつきましては、今後の問題として施設側に対応を改善していただくように要請をしまいたいと考えております。

(委員)

こういうケースが過去にも報告がいくつかあった中で、情報公開課への報告がすごく遅いんですね。あるかも知れないから探すというのは

分かるのですが、発覚した時点で連絡をし、見つかりましたと後から報告をすれば、「それは良かったね」で報告は終わると思うのですが、10月19日の受け渡しの問題が、11月1日まで情報公開課へ報告がなかったということですね。このことについては、前にも似たような案件で指摘があったと思うんですけども、やはりこの辺は、何かあった時はすぐに相談をして対応していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(健康推進課長)

私どもの方に豊玉保健相談所の方から連絡がありました。紛失が分かった時点で、健康推進課長のところにお話しがありまして、私どもの方で上司と相談いたしまして、再度確認をするように、徹底的に調査をするように指示をしたところです。その時点から、若干、情報公開課の方への報告が遅れたことについては、大変申し訳なく思っております。

(会長)

他にありますか。

(委員)

3ページの6のところに、「施設側でも、個人情報の取り扱いにつき再度、確認を行うよう要請した」とありますけれども、情報につきまして、施設に入っていることが一つのセンシティブ情報だと思うんですね。もう一つは、健康状態についての情報ということで、二つのセンシティブ情報が重なっているにも関わらず、ちょっと対応が甘いのではないかなという感じがするんですよ。施設に対しても、再度確認を要請したと言いますが、区としては、きちっと各施設にも「こういう事態がおこったよ」と、したがって絶対こういう事がないようにということで、施設は施設の方でやってもらう必要があるのではないかなという感じがします。やってもらっているとは思いますが、再度そのところを確認したいと思います。それから、施設の方も非常にルーズで、結果票をコピーした時も、本来19人分のところ18人分しかなく、「受けなかったのではないかと勘違いするなど、そんなことあり得るのかという感じがしております。ここも、注意しておいた方がいいと思います。もう一つは、この事故とは関係のない情報だと私は思うのですが、例えば、1ページの3 経緯の(1)に「健診担当保健師(臨時職員)」とあり、 に「医師(臨時職員)」とありますが、正規職員と臨時職員とをここで区別しなければいけない理由というのは何ですか。臨時職員なら事故が起こってもしかたがないというのか、正規職員のような責任がないということを抑りたいのかどうか。このような差別は、本筋とは関係のないことです。それをわざわざここに報告しなければならない理由とはなんでしょうか。

(情報公開課長)

事務局から、最初の2点についてお答えいたします。委員ご指摘の「指導、対応が甘いのではないかと」、それから「ルーズなのでは」ということです。この事業所を司っているのは福祉部の経営課というところなのですが、そこにも事故の報告は当然させていただき、こういった

案件がないように、再度、そういった事業所はここ一つではありませんので、個人情報の徹底状況を確認するとともに、適正な管理をお願いしたところです。

(会長)

この種の事業所は何か所くらいあるのですか。

(豊玉保健相談所長)

こちらで健診を受けているのは35施設です。受診者数は750人前後です。臨時職員と正規職員との区別を分けましたのは、経過をご説明した中で、聞き取りをしたということが何回か出てきましたけれども、聞き取りしながら紛失の可能性というのを考えながら調査をしてきたわけですが、その時に、臨時職員の場合月に2回とか1回しか出勤しない、保健相談所に来ないということがありまして、少し聞き取り調査が遅れたということがありましたので、そういった意味でここに臨時職員と書きました。

(委員)

1ページの経緯のところ、「平成24年10月19日……健診担当保健師(臨時職員)に手渡した。」とありますが、これは月に何回しか出て来ないことと関係があるのですか。(臨時職員)は、除かれた方がスッキリするのではないかと思います。それだけです。

(豊玉保健相談所長)

資料としては、特に(臨時職員)という情報がなくても、聞き取りが遅れた事情説明の中で、臨時職員の為毎日出勤していないということを確認に申し上げればよいと思いますので、この部分については省いていただきたいと思います。

(会長)

他の方、ご意見どうぞ。

(委員)

今の臨時職員についての説明が不明なのと、もう一つお聞きしたいのは、臨時職員というのは、この健診をする上において、経験者なのか熟練者なのか、毎年毎年違うのか、その辺のところをお聞きしたいのですが。また、臨時職員に対する区としてあるいは保健所としての指導なりレクチャーなりが、どのような形で行われているのか説明してください。

(会長)

この間、偽医者問題があったので、なおさらこの辺の問題については関心が増すかもしれませんね。よろしくお願いします。

(豊玉保健相談所長)

ここに出てくる保健師と医師ですが、毎年、健診に従事していただいております、十分に熟練した専門職であると考えております。個人情報の取扱いにつきましては、常勤職員と同様に、十分に注意するようにお願いしております。

(委員)

毎年毎年同じことの繰り返しの中で、それをただ単に放置しているのか、毎年毎年きちんとしたシステムの流れを再確認しながら、個人情報を含めてちゃんとレクチャーしているのかしていないのかを教えてください。

(豊玉保健相談所長)

毎年、年度当初に、健診業務に従事していただくようお願いするときに、個人情報の取扱いにつききちんと対応していただけるように、毎年指導をさせていただいております。

- (委員) 個人情報もそうですね。システムについてもそうです。要するにこの作業の流れです。クリアファイルに入れるとか何とかという、そのシステムについても同じことですか。
- (豊玉保健相談所長) システムにつきましては、毎年同じような流れの中でやっておりますけれども、従事をしていただいている職員にきちんと説明をして、周知をしているところです。
- (委員) いまいちメリハリのないお答えなので、不信感を抱くような感じなんですけれども、その辺のところも、経験者で毎年同じとはいえ、きちっとしたものが出来ないと、ここにいる我々は現場を見ていませんし、貴方の答えからしか分からないわけですから、その辺のメリハリなり何なりをきちっとしていただかないと、どうしても不信感というものが出来てしまうと思うんですよね。その辺に十分に注意をしていただき、責任感なり危機感をもって対応していただきたいと思えます。
- (情報公開課長) 昨年度、健康部に関しましては個人情報の紛失とかたくさんありました。こちらでもご報告をさせていただきました。その非常事態を受けまして、健康部の悉皆研修ということで、非常勤の方も含めて、私ども情報公開課の方で「個人情報の扱いについて」の研修をさせていただきました。
- その際に、今、委員がご指摘になったことも含めて私どもの方からお願いをしておりますので、非常勤・正規職員に関係なく、同じように危機感をもって帰っていただけたと思っております。今年に入ってから研修でしたので、それを生かすという形で、新年度新たに見直しをして、手順の確認はさせていただいていたというところで、もう事故はないだろうと思っていた矢先だったので、健康部としても大変衝撃が走ったようです。やはり、ちょっと慣れてきた頃に、そういったニアミスが起きるといのが人です。ヒューマンエラーでも個人情報の関係が最近非常に多いです。私どもも悉皆研修をしたから、もう健康部は大丈夫ということではなく、常に注意喚起は怠ってはいけないということで、情報公開課といたしましても、あらためて、その後いかがですかということの一声さえかけていれば、また新たな動きもあったかなと反省しているところです。今後につきましては、繰り返し繰り返し、所管は「うるさいな。もう、分かっているよ」と言われるかも知れませんが、そういったことを常に啓発していくことの大切さを、今回の事故で私どもも感じておりますので、今後はそういった形で取り組ませていただければと思っております。
- (委員) 2点ほど教えていただきたいのですが、1ページ目の3の(1)の医師の行動のところですが、気になったのは下から4行目「医師は過去のレントゲン記録を確認するため、結果票は持たずに3階の読影室に行き、」と書いてあって、これを読んだときに「結果票を持たずに」

というのがとても気になって、持って行った方がいいのかなあと素朴に感じて、今後、肌身離さずではないですが、置きっ放しにしないということも考えた方がいいのかなと思いました。それを1点伺いたいのと、先ほど委員から報告が遅かったのではないかというお話があり、報告が遅れたということで、さっきお話がありましたが、その感じだと、こういう紛失をしましたと情報政策課と情報公開課へ報告したときに、「はい。分かりました。」と、事実をとりあえず知ったということで終わることであるから報告が遅れたということは、あまり重要視していないように聞こえてしまったのですが、実際の流れとして報告を受けたときに、情報政策課と情報公開課の方々は、例えば「直ぐに、こういう対応をして」とか「こういうふうにして」とか、直ぐに何か指示があるのかどうか、もし、そうであるならば、やはり報告が遅れたということは大変大きなことであると思うので、その辺りの認識がちょっと疑問に感じたんですけれども、その辺りを教えていただきたいと思います。

(情報公開課長)

こういう事件が発生した場合、私どもは直ぐに所管に行きます。所管の方で、例えば、ご本人に連絡が行ってたりとか、いろいろな経過も含めて確認をさせていただきます。私どもとしては、災害の捜索なり、手はずなり、安全・危機管理の部分で細かなところまで確認をさせていただきます。漏れているところは、例えば、警察に届けてくださいとかですね、このケースではないですが、いろいろな部分でやらせていただいております。ですので、情報政策の方はセキュリティーの部分で担当の職員が行って、現場を目視するところから始まりますので、私どもの初動態勢としては、一報をもらえば必ず現場とか所管へ行く、という態勢はとっています。ですので、遅いというご指摘を受けたときもあります。私どももそれについては、後で見つかったというのもあるのだから、とりあえず一報を先ず入れてくださいというのはいままでもお願いをさせていただいております。ですので、所管は所管の事情があるとは思いますが、情報政策課、情報公開課としては、先ず一報を受けた時点で、適切な確認が出来れば、未然に防げることもあるのではないかという思いで、いままでやってきましたが、今回こういった事案がありましたので、再度、庶務担当課長会等で、他の諸々も含めてお願いをさせていただきたいと思っております。

(委員)

今のお話で分かりましたが、やはりそれぞれの部署では、直ぐには報告したくないという思いが強くなってしまおうと思うので、あくまでも同じ区役所の中で協力し合うという関係なのに、その辺りの認識のズレがまだあるのかなあとということがあるので、心強い味方として、せっかく情報政策課、情報公開課があるわけなので、その辺りの関係も、今後考えていただければと思います。

- (会長) 次の方、ご意見どうぞ。
- (委員) 1点質問、1点ご意見申し上げます。先ず質問ですが、健康診断を受診した時の形態なのですが、練馬第二作業所の受診者はバラバラに来るのですか、それとも作業所全体の人がマイクロバスか何かでまとまって来て受診するのですか。
- (会長) その辺のところを、具体的に説明していただくと分かり易いかも知れませんね。
- (豊玉保健相談所長) 施設毎にまとまって、担当者が引率をして、受診しています。
- (委員) その時点で、豊玉保健相談所では人数の確認はしていなかったということですか。
- (豊玉保健相談所長) 保健相談所では受診者の人数はきちんと確認しております。
- (委員) 確認しているということですね。分かりました。もう1点、この練馬第二作業所というのはどのような法的な性格をもった施設なのかは承知しておりませんが、例えば、私が勤めている大学では、健康診断は当然外部に委託していて、外部からレントゲン車や医師や保健師がやってきて一斉検診するわけです。そして、当然のこととして結果票は私のところへ来るだけではなくて、大学の保健室にずっと保管されます。念の為、申し上げておきます。
- (委員) 19人の写真を撮ったという記録は保管されているということですね。それから、保健師、医師が臨時職員であるということで、連絡が取りにくかったということですが、お医者さんたちは登録されているわけですから、月に何回しか見えないからというのではなく、何かの時には連絡がとれるような情報は持っていらっしやると思うので、そのところを何故使わなかったのかなと思います。
- (豊玉保健相談所長) もちろん、保健師、医師の次回来所を待っていたというのではなく、お知らせいただいている携帯やご自宅の電話にも連絡を差し上げております。それでも、連絡がつかなかったということです。
- (会長) 他の方、ご意見をどうぞ。
- (委員) ご質問、お答えを伺ってしまして、区内にある形態や目的が違う施設に関連しているので、いろいろな問題が起こりやすいと思いました。今、医師のなり手がいない状況の中で、臨時の方に1か月に何回とか、年間で何回とかいう形でお願いしているわけですが、きちんとした資格を持った医師、保健師の方々であり、万全を期し、相当な努力を払っている中でも、こういう問題が起きてしまうということです。ぜひ、問題をプラスにとらえて頑張ってくださいと考えております。本当にご苦労様です。私の感想を申し上げます。
- (委員) 今日は大変厳しい審議で、一年生の私はびっくりしたのですが、多分現場では、いろいろなセンシティブ情報を扱っていて、なおかつ本庁舎との関係もあり、ご苦労があるというのはよく分かりますのでめげずに頑張っていたいただきたいというのが第1点です。その上で、こう

いった事態を、なお解消していくには、もし検討する余地があったら
お願いしたいのは、一つは、業務でどうしても迷いますよね。そうい
ういう意味で、マニュアル化をきちっとして、個人情報が確実に保護
されるような、現場でのマニュアルをご検討いただけたらというのが
1点。それから、他の場合にも言えるのですが、審議会に出てくる文
書は、やや丁寧に見ておかないと、例えば3ページの上の方に「当日
はわからなかった。言われて気が付いた。勘違いしていた。」とあり
ますが、ちょっと順番が違うのではないかと思うんですが、慌ててい
て大変な状況なのはよく分かりますが、出されるものは、我々は守秘
義務があるとは言え、文書として出てくるので、少し丁寧にご覧いた
だけたらなというのが2点目です。最後は、一番申し上げたいのです
けれども、こうしたことになると、いろいろと意見とか改善策とかが
出ますので、ぜひ、担当部署だけではなくて全庁的に拡がるように、
何かいい方法で、その成果が出るように考えていただければという感
想です。

(委員)

ちょっとお聞きしたいのは、クリアファイルに入れておいたというこ
とですが、クリアファイルというのは、我々大学で考えますと、いろ
いろな重要な書類があると一まとめにして、綴りにして、順番をき
ちっとして、枚数も複数の人が確認しています。ただ、この場合クリ
アファイルにバラバラにして入れたという状況であれば、最初から紛
失するような状況を作っていると言えます。全体がなくなるのと一部
がなくなるのでは違いがあるかも知れませんが、重要な書類であれ
ば、一まとめにして外れないような状況でやるべきではないかと思
います。健康診断の書類であれば全員のもを一冊にして、例えばAの
何番から何番までというふうに記載しておけばいいわけです。一冊が
なくなったら、それは大変なことになるかも知れませんが、少なくと
も一枚がなくなるということはなくなると思います。

(会長)

貴重なご意見であり、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。特に
何か感想でもあればお答えいただけますか。

(豊玉保健相談所長)

委員ご指摘のとおり、クリアファイルについては、一枚一枚がバラバ
ラにならないように今後工夫してまいりたいと思います。

(会長)

他に何かありますか。なければ、報告事項の(1)はこれで終了とい
たします。次に、報告事項(2)の説明をお願いします。

(情報公開課長)

(2)代理人による自己情報開示等請求手続きの見直し(案)
について 資料4に基づいて説明

(会長)

ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらどうぞ。

(委員)

趣旨はよく分かりました。もう少し聞きたいのですが、要するに代理
人になれるのが同居の親族であればいいんですが、当然このケースで
は同居はないですね。そこで、拡げた生活支援、経済的支援を主に
行っている者というのは、具体的にはどんな人をイメージされている

のですか。

(情報公開課長)

入所、入院されている方が主なところなのですが、昨今多いのが、介護認定なども毎年行われますが、そういった中で認定の度合いによって受けるサービス、受けられるサービスが違うということで、認定によっては通常とは違う形、施設側とは違っている状況が出てしまい、思うようなサービスが受けられなくなってしまったとか、そういう事例があります。14 ページに、ご本人より代理人の方が適切であるというようなところは、施設の方に、こういったような形で、「本人による委任状作成が困難な場合の証明書」(入所について) 様におかれましては、ということで、代理人様が本当にその生活等の支援についての相談を行っているし、主な介護者として考えていますということを施設側にも証明をしていただくことで、対応させていただければと思っています。

(委員)

そうしますと、いわゆるヘルパーさんとか、面倒を見ている人、あるいは施設の人ということですか。

(情報公開課長)

施設の人とかいうのではなくて、真に経済財的に支えている人、例えば離れて住んでいるご家族、入所する時に保証人になられるご親族の方がいますが、そういう人を考えています。

(委員)

親族だけど同居していない、だけど経済的支援を行っている人ですね。もう一つ、この要件の中で、「本人の権利利益を害する理由が認められない者」と、ちょっと分かりにくい表現なのですが、どういうことを考えておられるのか。それと、このことを確認する書類は、特になくてもいいのですか。以上2点お願いします。

(情報公開課長)

権利利益を害することの実際の例としては、DVで、高齢者虐待で入所せざるを得ないというようなところで入所先、そこをまとめたの自己情報開示、そういったようなことも考えられますし、実際にそういった問い合わせもあります。ですので、ご本人がご本人の情報を申し出人、代理人の方に開示することによって、真に必要なサービスを受けられる状態が作れるかどうかというふうなところを、施設側も含めて丁寧に確認をしてまいりたいと思っていますところ です。

(委員)

本人の権利利益を害する理由が認められたら、なんか舌嚙んじゃうようで、うまく一致しないな、というのが感想です。お願いしたいのは、情報公開課は十分能力があるので、ここに出てくる書面・書類は、誰か、忙しいけれども、ちらっともう一回見てもらえればと思うので、敢えて二つ申し上げますが、1 ページの中ごろ「申出書の使用は、」からの3行ですが、最後の「非常難しい状況にある。」は、「非常に」の「に」が抜けています。これは誰が見ても分かりますね。もう1点 は、11 ページのフロー図の中ほどに矢印が五つあって、そのうちの「弁護士・司法書士・行」とありますが、「行」は「行政書士」のことですよね。こういうことはあまり発言したくないので、よろしくお

願います。

(情報公開課長)

申し訳ありません。資料につきましては、前回に引き続きまして非常にお恥ずかしい次第です。あらためて訂正をさせていただきたいと思えます。

(委員)

こういう場合、「本人の権利利益を害する理由が認められない」というような表現をするものなんですか。私が困っているのは、怖いお兄さんたちが「なぜ」とその理由を求めてきたときに、「貴方は、これこれこういう理由で害するのではないですか」と、きちんと反論できるかどうかということで、こういう表現が法律的に何か決まっているのであれば、それで説明すればいいと思いますが、その辺はどうか教えてください。

(会長)

副会長は司法研修所の教官もされていて勉強家ですから、解説をしていただきます。

(副会長)

私のアドバイスでこの条項を入れました。最初は、「本人の権利利益を害する理由が認められない」という部分は入ってなかったのですが、私の方で、本人の利益にならないような人が親族にもいる可能性はあるので、そういう人の情報開示を認めてしまうのはまずいのではないかと、ということで入れさせていただきました。簡単に言いますと、本人の利益を損なわないということ、という意味なのですが、権利利益というのは、法律家はよく使いますね。では、権利利益とは何なのかという議論になると、非常に抽象的な表現なものですから、なかなか一般に分かりにくいかなあと思うのですが、これに代わる適切な表現というのが思い浮かびませんでしたので、このような表現になって大変分かりにくいというのはよく分かります。趣旨としてはそのようなことなので、ご理解をお願いいたします。

(情報公開課長)

具体的なイメージといたしましては、施設に入所され、一人でケアを受けているときに、ご親族で親身になって通所されて見ていらっしゃる方とそうではない方がいるというとき、その時点で先々を考えて、兄弟間での争いがあったりとかで、それも含めて窓口に来て開示請求をしたいとか、いろいろなケースがあります。そういったときには、福祉事務所も絡んでいたり、いろんなことがありますので、介護保険課や関係所管と密に連絡をとりながら、ご本人が一番いい状態で過ごせるように、という判断を極力出来るようにということなので、今回、先生のご指摘を受けてこれを入れさせていただいたということになります。

(委員)

最近、ケアマネージャーの存在というのがいろいろな面で重要になってきていると思うのですが、大きな施設とか支援センターの中において、例えば、いわゆる死に至るまでのいろいろなプロセスがあると思うのですが、非常に関わってきていると思います。このケアマネージャーの存在というのは、全然関係がないのですか。

- (情報公開課長) ケアマネージャーが代理人になれないのかということですか。
- (委員) いえ、全体的なフォローとしての関係、代理人であるとか親族であるとか、その辺の書類なり何なりの大きな位置づけがあると思うんですよ。区役所や行政との間を取り持ったりする、その上においてはケアマネージャーの責任というのは強くなってきているので、大きな存在になっているので、その辺での意見だとか、存在だとか、判定なんかケアマネージャーの存在というのも考えていいのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。
- (情報公開課長) 仰られるとおりだと思います。通常、介護保険課の方で認定をして、ケアマネージャーとかそういったようなところで、介護保険プランとかいうことで事業者さんとも連携をしています。そういった中で認定している事業所のケアマネージャーさんからも当然情報が入ってきていますので、今の時点で、怪しい開示請求といったら語弊がありますが、こちらが確認をした方がいいというような部分については、関係所管とも連絡をとって、その方に対してどのようにご案内をしたらいいかということ、開示請求だけが全てではありませんので、そういったことで争いにならないような形での導きというのも私どもとしてはさせていただいていく次第です。
- (会長) 他にありますか。ないですね。それでは、報告(2)はこれで終了としましょう。次に、報告の(3)です。
- (情報公開課長) (3)学校の事故報告書に対する開示請求について 資料5に基づいて説明
- (会長) ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。
- (委員) 質問というか提案なんです、この間もただ名前だけから軽率なミスによって、探偵さんを使って した。ただ名前だけだからという安易性というのは捨てて、情報開示においても気を付けていただきたいと思います。ITの中でセキュリティーだとか物に対しての取りとめもないような方向に入っている、その辺で開示の仕方っていうのは十分にお気を付けいただければいいのではないかなとの心配があったのでお願いしておきたいと思います。
- (情報公開課長) 開示ありきということではありません。ただ、双方が知り得ている部分が不自然に消えているというところにつきましては、学校側、現場とよく相談させていただいたうえで、と考えております。
- (委員) 実際、この事故報告書を受け取った方が、どのような使い方をされるのか、本人が事実を確認するだけなのか、またこれが何か別のところに、文書ですから、これが流れて行く可能性があるのか。その辺について、受け取った方の個人情報の取扱いについての可能性についてはどういうふうにお考えでしょうか。
- (情報公開課長) 往々にして、この自己情報開示請求で自己情報を保護者の方が求められるというところには、被害者、加害者間でのトラブルに発展をして

いる。双方の家でのトラブルに発展している。あるいは学校の対応に対しての不満、というところで学校の指導のあり方、それからその時の初動対応など、というようなところでの事実を知りたいというような形が多く見受けられます。ですので、単にどんなふうに記載されているかというようなことではなく、もう一步進んだ深刻な状況ではありますので、その部分については、学校との出し方については真剣にやっていきたいと思っておりますが、一方で、だからと言って都合の悪いことを隠すということではなく、適正に判断をして出すべきところは従来通り出す、というふうに考えています。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

基本的な質問なのですが、この事故報告書というのは、どちらの機関が持っているのですか。

(情報公開課長)

教育委員会の教育指導課というところで持っています。ただ、学校現場で起きた事故というのは学校で作成しますので、当然、学校でもその部分については持っています。

(委員)

いじめとかそういうところで、よくニュースで見ると、分からないままに自殺してしまうとか、そういうこともありますので、開示する正しさと、しない正しさというのをよく考えておいたらいいと思います。

(会長)

ついでにですが、保護者からの請求ということになるでしょうが、事故報告書を求める方が、通常はどちらに請求していますか。教育委員会あてですか、それとも問題のあった学校長あてですか。

(情報公開課長)

窓口で、自己情報開示請求ということで来られた場合には、所管は教育指導課で全部束ねていますので、教育指導課の方に意見照会をさせていただくというルートになります。

(会長)

他にありますか、なければ報告(1)(2)(3)については、これで終了します。次に、2のその他に移らせていただきます。

(情報公開課長)

事務局です。本日、皆様にご意見を伺いたいものがあります。資料として、個人情報保護条例の条文を配布させていただいております。昨今、練馬区でもDV加害者と称される方々から、児童あるいは高齢者の方々の自己情報開示請求という案件が非常に増えております。開示請求に至らなくても、教育委員会の学務課の方に、今は就学通知の時期ですので、「わが子の就学通知が家に届かないのだけれどもどうなっているのか。」というような問い合わせがあり、所管でも苦慮しているという例があります。実際に練馬区として、DVの加害者であると思いき方、認めているような方から開示請求があった場合には、今、机上にお配りした条文に基づいて、最終的には20条の存否応答拒否という形で、そのお子さんの学齢簿、通っている学校名、就学通知書の開示請求があった場合には、そういうものがあるかないかも含めて、「お答え出来ません。」と回答させていただいております。ただ、

存否応答拒否をするにあたって、きちんと理由を明記しなさいと運用の手引に書いてありますので、その部分については、先ほどもありましたが、「権利利益を害する」というような明言をして、存否応答拒否するというような形になっております。昨今では、DVで逃げて来られた方の診療報酬明細書を開示請求というようなこともありましたが。その時も存否応答拒否というようにさせていただいたという事案もありました。そういった時に、存否応答拒否をするということは、練馬区はその加害者に対して、「貴方はDVの加害者でしょ。」と暗に言っているような部分というのがありまして、これについては着任した時から不思議で、でも条例上、法令上はこういった手続きでしか為し得ないということで、この間、加害者からの不服申立てがある中で、今すぐ条例を改正するとか法改正をするとかいう話ではないのですが、市民感情的には、それを答えただけで「練馬に情報がありますよ。」と言っているのと同じではないのかというところが、なかなかうまくいかないというところがあります。実際に、そういったことで困った案件になっていたとか、逆に、加害者だからといって親権はまだあるとか、夫婦間は破たんしていても、父子、母子の関係は非常に良好であって、そこでの親権問題は別だというものもありますし、ハーグ条約批准の話がある中で、面接の手続きも変わっていきそうなこの時代に、こういったようなことを今後どういふふうにとらえていったらいいかなというようなところもありますので、皆様方の正直な感想というのをお聞かせ願えたら、今後、マイナンバー制度とかいろいろなものが入ってくる可能性がありますので、制度が動いていく中での一助にさせていただければと思います、お願いする次第です。よろしく願いいたします。

(委員) 昨年あたりから増えているとのことですが、年間何件くらいあるのですか。

(情報公開課長) 自己情報開示請求は年に5～6件ですが、各所管には「教えてほしい。」ということで、福祉事務所、学務課、保育園等から相談を受けるというのは非常に多いです。今年に入ってから自己情報開示の案件については、月に2～3件くらいは問い合わせがあります。大事に至らなかったケースというのはあって、自己情報開示をされてしまうと、どうしても存否応答拒否をしなくてはいけないので、その前に何とか踏み止めたいというのがありますので、その辺は所管と丁寧に対応をさせていただいています。

(委員) 本人が明らかに指定されている、例えば指定暴力団に属する社とか、あるいは権利関係で制限され登録されている人間とか、あるいは日本ではまだでしょうが特定の犯罪者とか、その辺の本人にも明らかにされているものについてはお答えしてもいいのでしょうか、それが今どこまでそういうふうなものがあるのか、解説していただけないでしょ

うか。まだ、整理されてないということでしょうか。

(会長)

答えにくいとかはあるでしょうね。

(委員)

今の話と裏腹になるのですが、先ほど来のご説明で、DVの被害児童が分かっていて、どこかの施設に収容されているというときに、DVの加害者というのは、そういう人を判定する法的な根拠というのは、どうなっているのですか。法律はあるんですよね。その法律によって、この子は母親なり父親なりがDVだからと、ある施設に収容するという決定を行政当局はするわけですよね。これは法的に出来るわけです。ということは、それでもなお、本人には開示しないという選択はあり得るんですか。あなたはこういうことをやっていますということで特定はされているわけですよね。いわゆる加害者ということで、ちょっとその辺のところを聴きたいのですが。

(情報公開課長)

今、委員ご指摘の法律というのは、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」という中身の中で、DV被害者に関する保護というところはあるのですが、加害者の特定とか、こうなったら加害者というところの規定というのは明文化はされていないですね。被害者の方から警察に被害届を出す、東京都の場合でしたらウィメンズプラザの方に相談をする、そういった部分で相談を受けて、心理判定士、医師、そういったところで肉体的、精神的被害を与えられているんだというようなところで、被害者という判定はしましょう。ただ、加害者については、まだまだ発展途上というか、加害者支援という部分については、まだまだこれからなので、その部分の明言は非常にしづらいです。ですので、今の時点の法で行くと、被害者だと言って訴えてきた人たち、その言い分を聞いて、そこでの認定というのはありますけれども、加害者から聞き取って、「あなたは加害者ですね」というような作業は、いろんなことがあって出来ていない状態ですので、委員ご指摘のようなパッと割ったようなフロー図みたいなものは、今の時点ではありません。

(委員)

確認というか、問題提起の趣旨をもう一度教えていただきたいのですが、存否応答拒否を使う場合には、拒否された人がDVの加害者だというふうに受け取られるのは非常に不本意だと。でも、この制度を使わないと、例えばDV被害者というのは、どこかへ逃げちゃっているわけですね。よくあるのは住民票を見せてくれと、これが一番典型的な形で、それで、いるとかいないとかは言わないようにして、DV被害者を保護しようという趣旨だと思うのですが。

(情報公開課長)

委員ご指摘の通り、そういった形の定義はあるのですが、DV加害者と称される方から、練馬区内に逃げ込んで来ていて、福祉事務所の保護で入所させているとか避難していただいているといったケースでも、そういったところの例えば相談記録の開示請求があったというようなときに、「その部分があるかないかということをお答えま

せんよ。」と言っていること自体が、加害者に対して、「あなたはDV加害者であろう。」と区が知っているから「その情報を出しませんよ。答えませんよ。」と言っていることになってしまう。ですので、そういう決定をすれば、当然、不服申立てで審査会の案件になっていくという現状があります。ですので、これが、区として嘘をついて「そんな情報はありません。」、無いから不存在で「非公開です。」と言いきれてしまうような法律であれば、練馬区がその事実を知っているかどうか加害者側には知れないのですけれども、今の現行法だと、練馬区がそういうふうに答えたということは、もしかしたら、加害者側の立場も含めて、区が知っているだろうという推測ができるという現状があるので、なかなかつらいところがあるなというところで、そういった現行法のあり方について、皆様方はどんなふう感じていらっしゃるのか、こういった世の中ですので、今後どういうふう転んで行ったらいいのかなというところで、ご意見をいただければと思った次第です。

(委員) 大変難しい問題だと思っております、どうしたらいいかわかりませんが、私が現職中にも、そういうことで母子が逃げて学校に入ってきました。認められて転校してきているわけです。「絶対にその子がいるということは言ってはいけません。」ということで、守り切ったケースがいくつもありましたけれども、嘘をついているということになってしまうとまずいので、これは嘘をついているのではなくて子どもを守っているのは私は正当な行為をしているのだと思いつつ、学校中にそういうことをきちんと言って過ぎてきましたが、何とも意見の出しようがないという感じです。

(会長) 学校の場合と、関係部署での行政の対応とでは、それぞれニュアンスの違いがあるのかも知れません。

(委員) いろいろと情報を見たり聞いたりしていると、一つ一つ解決されている部門もあるのでしょうかけれども、再犯というか、二度起こるとか、そういうのがすごく多いような気もするんですね。再犯防止のための対策というか、それがすごく重要ではないかという気もするんですね。私が今思いついた考えなんですけれども、その点をぜひ検討していただいて、再犯が起こらないための手立てを何か、難しいんだろうとは思いますが、お願いしたいと思います。

(会長) 最近起こっている被害事件は、自治体の窓口の不手際ではなく、警察の不手際が多いのではないですか。話の腰を折って申し訳ない。

(情報公開課長) 委員ご指摘のように学校が守ろうとしている、ただ、追跡をされる方々は、逆に加害者の会という支援団体があったりとかということで、その辺にいるらしいということになれば、必然的に捜すということで、ただ、DV被害者イコール大変で守ってあげなければいけないというようなのは事実なんです、中にはDV被害者だと言って、生活

保護関係で保護をもらっていて、それを逆手に取るというようなことも、世の中悲しいかな、全て性善説で情報公開課もいきたいのですけれども、いろいろなケースがあるので、そういったところはやはり慎重を期さなければいけないですし、いくら加害者でその事実があっても悪だといっても、その方には親権もありますし、それ以前に人権もあります。ですので、その加害者である故の問題、それを解決しなければいけないというのは別の次元の問題であって、それを同じ土俵に載せるのは非常に難しいのですけれども、「共同親権」という言葉もハーグ条約の批准の中に出てくるという中で、審査会の中で先生方が仰るのは、夫婦間は確かに加害者、被害者の関係だったかも知れないが、お子さんとの関係はどうだったのでしょうか、ということと言われた時に、その辺の部分というのは、お母さんからの聞き取りはあっても、お子さんも、お母さんが例えば殴られてたり精神的にいじめられて泣いていた時に、「ママかわいそう。」とは言っても、じゃあパパとは聞くと「パパ大好き。」というケースも、ないとは限らないわけですよ。その時に、大人の視線で、精神的に問題があっても、そういったケアが必要だということになれば、大人の夫婦間での問題はお子さんの生育環境に影響を及ぼしてきますので、そこで、その子に対して本当に利益のある手立てというのは何なのだろう、というのは別の分野で考えていかなければいけないところなのだろうなあと思うのですが、そういったいろいろなことを考えると、情報公開課として請求があったときに、言ったもん勝ちと言ったらおかしいですが、「DV相談があった方については存否応答拒否ね。」とした後、法的根拠が本当にあるのかとか、そういったようなところでも非常に迷いながら、でも目の前の方は守らなくてはならないみたいな、その辺のところは非常に苦しいなと思っている次第です。

(会長)

なかなか難しい問題ですね。今日ここで結論が出る問題ではないですね。

(委員)

先程の続きで申し訳ないのですが、加害者について何の法的な規定もされていないというお話は、加害者と被害者の言い分が違うという前提で法律が出来たということですか。そういうふうに理解してよろしいですか。加害者のネットワークみたいのがあるということを知ると、これはどういうことなのかなあと一方では思うのですが、DVには子どものことも含まれているのかと思っていたのですが、子どもは入っていないようなので夫婦間、配偶者間ということですからね。例えば、配偶者という話になれば、これは正式ないわゆる婚姻をしている夫婦ですよ。婚姻はしていないけれども同居をしている男女の間ではどうかというようなことは、先ほど仰いましたけれども、警察の問題があるということで、それも気になるのですが、その何とか法という法律の趣旨は何なのですか。多分、第1条に書いてあるのだと思

(情報公開課長)

ますが。

第1条のところに定義があります。この法律において、配偶者からの暴力とはということで、暴力の定義になっています。その前段に、「我が国においては、日本国憲法に、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われている。ところが、配偶者からの暴力は、反対となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われて来なかった。また、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者の暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことが女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」というような中身です。ですので、先ほどお話した支援団体の件ですが、双方に親権はありますので、家裁等でDV加害者の認定を受け、監護権が完全に剥奪されれば別ですが、そうでなくて離婚調停中であったり、所在が不明で、双方がまだ離婚に至ってなくて親権もはっきりしていなければ、双方にまだ親権は成立するわけなので、そういったところでの論点が出てきている次第です。

(委員)

具体的な例として、DVの場合、どちらが悪いのか、本当なのかというのが非常に判定しにくい場合がありますね。私がカウンセラーとして相談を受ける場合は、「両方が悪いのですよ。」という言い方をします。自分は悪くなく夫が悪いという主張で来られた方は、子どもに影響を与えるからと離婚しますが、子どもはお父さんが大好きで、お父さんとは付き合っています。その場合は、お互いにどこに住んでいるかは了解済みでよく分かっています。DVが離婚成立のテーマにはなっているわけですけどね。それが、本当に大変な被害にあって逃げざるを得ない場合は、その人を守るために言わなくても当然なのではないかと思います。ただ、これは私の感想です。こういう例もあるということでお話しました。

(委員)

基本的なことを教えていただきたいのですが、存否応答拒否をするケースとしては、配偶者、それから親子関係があると思いますが、配偶者の場合は存否応答拒否はないんでしょう。自己情報ではないですよ。夫が、逃げて行った妻の相談記録が練馬区にあるだろうから、所在を把握するために見せろと言っても、それは自分の情報ではないですよ。子どもの場合は、法定開示があり、存否応答拒否はあるんだろうと思いますけれども、夫婦の場合は自己情報にならないから、そ

れはないですよ。

(情報公開課長)

その通りです。ご夫婦の場合、自己情報の開示請求というのはご本人しかできませんので。未成年のお子様をお持ちで、そのお子様に対しての自己情報開示という形、法定代理人になります。

(委員)

今のDVのケースなんですけれども、私もよく相談を受ける場合に、「DVを受けている。」と訴えられる人はいいいんですけれども、逆に、DVを受けていることについて、自分が悪いのではないかと思ってしまうというケースが多くて、周りから見るとどう見てもDVを受けているのに、自分は違うということで、明らかに傷だらけということも含めて、そういうケースもあるということを一応頭に入れておいていただきたいと思います。

(会長)

現実はなかなか難しいですよ。意見交換は、今日はこれくらいでいいでしょうか。大変勉強になりました。

他になければ、本日の審議会は終了といたします。

平成24年11月12日
健康福祉事業本部
豊玉保健相談所

福祉施設健診 胸部X線検査結果票の紛失について

福祉施設の健康診査のうち、胸部X線検査については、撮影機器のある豊玉保健相談所でのみ実施している。そのため、X線検査結果は豊玉保健相談所の医師（臨時職員）が施設の担当者に説明をしながら福祉施設健診 胸部X線検査結果票（以下「結果票」という。）を渡している。

平成24年10月19日（金）午前中、豊玉保健相談所4階相談室において、ねりま第二事業所に対して結果の説明を行い、結果票を渡したが、10月23日（火）午前、事業所の担当者から結果票が1枚足りないという知らせがあり、Aさん1名分の結果票の紛失が判明した。

記

1 紛失した書類

Aさんの福祉施設健診 胸部X線検査結果票 1枚

2 記載されている個人情報

氏名、性別、生年月日、年齢、利用している福祉施設名、胸部X線検査結果

3 経緯

（1）結果票を渡した日の状況

平成24年10月19日（金）午前8時30分ごろ、保健相談所健診担当職員が、結果票を施設ごとにまとめたクリアファイルを紙ボックスに入れて、健診担当保健師（臨時職員）に手渡しをした。

保健師は、ねりま第二事業所分のクリアファイルを机の上に置いた。

医師（臨時職員）は、胸部読影簿と結果票を照らし合わせて判定結果を確認した。Aさんについては、読影簿に所見の記載があったので、医師は過去のレントゲン記録を確認するため、結果票は持たずに3階の読影室に行き、Aさんの過去のデータをモニターで確認し、「異常なし」と判定した。4階相談室に戻った医師は、Aさんの結果票を「『異常なし』に入れておいて」と言って、保健師に手渡した。

「異常あり」の結果票と「異常なし」の結果票は、クリアファイルの手前と後に分けて入れてあることから、保健師は、クリアファイルの一番後にAさんの結果票を入れた。

続いて医師は、ねりま第二事業所以外の来所予定施設分のファイルを順に取り出して机の上に置き、結果票の確認と総合判定の作業に入った。

午前9時20分頃、ねりま第二事業所の健診担当者が来所した。

医師は、ねりま第二事業所の健診担当者から聞かれたBさん（ねりま第二事業所で結果の心配をしていた人）について説明した後、「あとは全部異常なしです」と伝えた。結果説明の終了後、保健師がクリアファイルからすべての結果票を取り出し、練馬区と印刷されている茶封筒に入れて、手渡した。その際、豊玉保健相談所、ねりま第二事業所の双方とも枚数の確認はしなかった。

(2) 結果票の紛失が判明した日とその後の状況

10月23日(火)

午前10時40分頃、ねりま第二事業所の健診担当者から、豊玉保健相談所へ、「19日に受け取った結果票が1名分たりない」と電話があった。すぐに、X線撮影室と読影室、4階相談室、福祉施設健診関係書類の保管場所を探したが、見つからなかった。

また、ねりま第二事業所の後に来所して結果説明をしたA作業所に、他の施設の結果票が混入していなかったかの確認の電話をしたが、担当者が不在で確認できなかった。

10月24日(水)

担当した保健師が出勤したので、結果日当日の状況の聞き取りを行い、クリアファイルに入れたことについて確認した。

また、ねりま第二事業所の担当者から結果票を受け取った後の状況について聞き取りを行ったところ、「受診した19名のうち18名分の結果票だけだったので、施設内も封筒も確認したが見当たらなかったなので連絡をした。」との説明であった。

10月25日(木)

A作業所の担当者に確認の電話をしたが無いとのことであった。

10月26日(金)、再度、豊玉保健相談所内を探したが見つからなかったので、直接事業所を訪問し、話を聞きながらもう一度探してもらうことにした。

10月30日(火)、ねりま第二事業所を訪問し、所長に施設側の対応状況を

聞き、もう一度探してもらったが見つからなかった。

《訪問時の施設側の説明》

「結果票が1名分足りなかったことは、当日はわからなかった。結果票をコピーし保護者に渡したところ、Aさんの保護者から『Aの分はないのですか?』と言われて気が付いた。コピーをした時も18名分しかコピーしなかった。Aさんは受診しなかったと勘違いしていた。保護者から言われて探したが見つからなかったので、保健相談所へ電話した」

11月1日(木) 情報政策課および情報公開課へ電話で報告した。

11月2日(金) ねりま第二事業所所長に結果票受領後の施設内での取り扱いの詳細について文書での報告を依頼した。

11月6日(火) 午後4時頃、ねりま第二事業所にて、施設長、健診担当者とともにAさんの保護者に、状況を説明するとともに紛失の件について謝罪し、了承を得た。

4 11月2日付 ねりま第二事業所からの報告 (別紙のとおり)

5 事故の原因

豊玉保健相談所における結果票交付時、受領時に枚数等の確認をしていなかった。

福祉施設においては、受領後の確認をせずそのまま保管していて、その後の確認を怠った。

6 事故防止に向けた対応

所内の職員に対し、個人情報の扱いについて、再度徹底を図った。

結果説明時に医師・保健師は、施設担当者とその場で受診者名簿と結果票を照合し、受診者数と結果票枚数を確認し、文書に記録するように事務処理を改善した。

他の保健相談所についても、上記の事務処理を徹底するよう周知を行った。施設側でも、個人情報の取り扱いにつき再度、確認を行うよう要請した。

- (参考資料)
- 1 X線検査の流れ(省略)
 - 2 福祉施設健診 胸部結果票(省略)

平成24年11月12日
総務部情報公開課

代理人による自己情報開示等請求手続の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

死者に関する個人情報および代理人による自己情報開示請求について、請求件数の増加に伴い、請求の態様も多様化してきていることから、従来の方考え方を維持する一方、今後も増加し、多様化すると考えられるこれらの請求について、公正かつ円滑な制度運用を図るため、平成23年度末に要綱を定めた。

施設に入所している方の自己情報を、代理人を通じて開示請求するには、本人による委任状の作成または委任状の作成が困難な場合には、申出人による申出書の作成による開示手続が必要となる。

ただし、申出書の使用は同居の親族または制限行為能力者の保護者に限られているため、施設に入所し、委任状の作成が困難である状態の方の自己情報開示請求を行うことは非常に難しい状況にある。

そのため、申出書の使用ができる者の前提を本人の権利利益を害する理由が認められない者としたうえで、主に本人を扶養または世話している親族等を使用できる者の範囲に加えることにより、自己情報開示請求が真に必要な者に対して行うことができるよう、手続の見直しを図るものとする。

2 変更点

- (1) 本人の権利利益を害する理由が認められない者を前提とし、申出書の使用ができる範囲に同居の親族に準じる者を加える。
- (2) 代理人および申出人の本人確認書類の提示を明記する。

3 代理人による開示等請求について

- (1) 開示等請求に係る本人の状態および当該本人の状態を確認する書類

開示等請求に係る本人が左欄に掲げる状態である場合に限り、代理人による請求を認めるものとし、それぞれ右欄に掲げる書類で確認するものとする。

	開示等請求に係る本人の状態	本人の状態を確認する書類
1	疾病、負傷、身体の障害等の理由により歩行困難または外出困難であること	・ 診断書 ・ 身体障害者手帳 ・ 介護保険被保険者証 ・ その他歩行困難または外出困難であることを証明する書類

2	施設入所中または入院中であること	<ul style="list-style-type: none"> ・入所証明書または入院証明書 ・介護保険被保険者証 ・その他施設入所中または入院中であることを証明する書類
3	疾病、心身の障害等の理由により本人による意思表示が困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・身体障害者手帳 ・介護保険被保険者証 ・愛の手帳 ・その他本人による意思表示が困難であることを証明する書類
4	その他区の窓口で請求できない真にやむを得ない状態にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・当該真にやむを得ない状態を証明する書類

(2) 開示等請求に係る本人の代理権を有することを証明する書類等

代理人が開示等請求に係る本人の代理権を有することの証明として、当該本人が自署・押印した委任状に押印された印の印鑑登録証明書を添付して提出する。

また、本人が委任状を作成できない場合の特例として、本人と本人に代わって請求を行う者との関係が一体であるとみなせる同居の親族およびこれに準じる者ならびに制限行為能力者の保護者に限り、申出書により代理人とみなし、請求を認めるものとする。

いずれの場合も、本人および代理人の本人確認書類（運転免許証等）の原本を併せて提示するものとする。

	開示等請求に係る本人の状態	本人の代理権を有することを証明する書類
1	本人が委任状を作成（署名、押印）できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が署名、押印した委任状（請求しようとする個人情報、請求の目的、本人との関係等を具体的に示したもの） ・押印された印の印鑑登録証明書 ・本人および代理人の本人確認書類
2	本人が委任状を作成（署名、押印）できない場合（意思表示が困難である場合を含む。） 下記(3)の表中1および3に掲げる代理人で、 <u>本人の権利利益を害する理由が認められない者に限る。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が委任状を作成できないことにつき、代理人が署名、押印の上、その状況が真実であることを申し出る書類（請求しようとする個人情報、請求の目的、本人との関係等を具体的に示したもの） ・本人および代理人の本人確認書類 ・本人の住民票の写し

(3) 代理人の要件および確認書類

	代理人の種類	確認書類
1	同居の親族およびこれに準じる者* *同一敷地内に居住する親族および事実上婚姻関係にある者ならびに主に本人を扶養または世話している親族等	・住民票の写し（続柄入） ・その他同居の親族またはこれに準じる者であることを証明する書類
2	3親等内の親族 本人が意思表示できる場合に限る。	・戸籍謄本 ・その他3親等内の親族であることを証明する書類
3	制限行為能力者（被保佐人および被補助人に限る。）の保護者	・登記事項証明書 ・その他制限行為能力者の保護者であることを証明する書類
4	弁護士、司法書士、行政書士 本人が意思表示できる場合に限る。	・委任契約書（契約者は請求者本人（連名も可）とする。） ・弁護士等の登録証 ・その他代理人として委任を受けていることを証明する書類
5	上記1～4に掲げる以外の者 上記1～4に掲げる者に代理人を依頼できないことに、真にやむを得ない事情がある場合に限る。 本人が意思表示できる場合に限る。	・上記1～4に掲げる者に代理人を依頼できないことに、真にやむを得ない事情があることを証明する書類

(4) 添付資料

練馬区代理人による自己情報開示請求に係る取扱要綱 変更案（省略）
練馬区代理人による自己情報開示請求に係る取扱要綱 新旧対照表（省略）
代理人による自己情報開示の場合 フロー図（省略）
申出書（省略）
本人による委任状作成が困難な場合の証明書（省略）

平成24年11月12日
総務部情報公開課

学校の事故報告書に対する開示請求について

学校生活における事故に関する事故報告書について、加害者側、被害者側から自己情報の開示請求をされることがある。

自己情報の開示では、請求者以外の個人に関する情報については、非開示となるため、加害者側からの請求であれば被害者の個人情報を、被害者側からの請求であれば加害者の個人情報をそれぞれ非開示としてきた。

しかし、福祉の相談記録では、本人が同席していることが明らかな場合においては、第三者が発言した内容であっても開示している。

事故が1対1で起きた場合については、相手方の氏名や学年、組、事件に至る経過等は、当事者として事件に関与した者であれば知り得る情報である。開示内容に第三者や不確実な要素が含まれることは考えにくく、自己に関する管理個人情報の開示を求める権利を保障する練馬区個人情報保護条例の趣旨に基づき、第19条の2第2号のアを適用することで原則開示していく方向と制度運用の整合性を図りたい。

【参考】

個人情報保護制度運用の手引き P 5 2 ~ 5 3 より抜粋

第19条の2 管理個人情報の開示義務

第19条の2 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る自己情報につぎの各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示の請求をした者（以下「開示の請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

第19条の2第2号 開示の請求者以外の個人に関する情報

(2) 開示の請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示の請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または開示の請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示の請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

【説明】

- 4 「法令等の規定によりまたは慣行として開示の請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」(ア)

これは、法令等の規定により何人でも容易に入手することができる状態または、事実上の慣習として知ることができ、現に何人も当該情報を知り得る状態に置かれていることを示し、公知(周知)の事実である必要はない。また、情報公開条例第7条第1号アの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示の請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示の請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報(妻子の氏名や年齢、職業等)が考えられる。

「知ることが予定されている情報」とは、開示の請求時点においては知らされていないが、将来的に知らされる予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に管理されている情報をいう。